

Comfort Zone

Progressive Office 会員規約

平成21年 7月 1日施行

株式会社三好商会

第1条（会員）

この会員規約は、「株式会社三好商会」（以下「運営会社」という）が運営するプログレッシブ・オフィスを利用する会員に適用します。

第2条（プログレッシブ・オフィスの定義）

プログレッシブ・オフィスとは、コンフォートゾーン（※）の中にある“世界に通ずる経営者が生まれる”オフィス群をいいます。

第3条（会員の条件）

- 1 入会費5万2500円（消費税込み）をお支払いいただいた方（入会費は、返金いたしません）。なお、一度退会后、再度会員となる場合には、入会費は半額の2万6250円とします（入会費は、返金いたしません）。
- 2 コンフォートゾーン（※）の趣旨に賛同する方。

第4条（会員資格の権利譲渡の禁止）

会員は、会員の権利を第三者に譲渡することはできません。

第5条（会員特典）

会員は、本規約第9条（セミナー等の開催）、第10条（運営会社の文房具備品等の廉価購入）のサービスを受けることができます。その他、サービス項目は、追加の予定です。

第6条（プログレッシブ・オフィスの利用者）

- 1 プログレッシブ・オフィスの利用希望者は、会員資格を有し、且つ本規約及び運営会社が定めるプログレッシブ・オフィス利用規則を確認の上、所定の方法により、プログレッシブ・オフィスの利用申込を行うものとします。
- 2 プログレッシブ・オフィスの利用者は、個人、法人、団体を問いません。但し、公序良俗に反するもの、特定の宗教・政治団体の利益に帰するもの、電話を専ら利用して行う業務は、ご遠慮いただいております。
- 3 プログレッシブ・オフィス利用希望者は、申込を行った時点で、プログレッシブ・オフィス会員規約及びプログレッシブ・オフィス利用規則の内容について承諾がしたものとみ

なします。

4 運営会社は、利用申込みの内容を確認し、利用申込者と面接を行った上で、利用申込みを承諾します。

5 プログレッシブ・オフィス利用希望者及び運営会社は、双方の合意の下、期間限定での定期建物賃貸借契約を締結します。継続して利用する場合でも、その都度、定期建物賃貸借契約を締結します。

6 プログレッシブ・オフィスの利用に際しては、敷金・保証金は一切かかりません。

第7条（プログレッシブ・オフィス利用権利の譲渡等禁止）

プログレッシブ・オフィス利用者は、利用する権利を第三者に譲渡・転貸することはできません。

第8条（プログレッシブ・オフィスの利用料金等）

プログレッシブ・オフィスの利用内容、利用方法、利用料金等については、別途定めるプログレッシブ・オフィスの利用規則によります。

第9条（運営会社の文房具備品等の廉価購入）

会員は、運営会社が取り扱う商品について、一部を除いて20%割引にて購入することができます。また、その他、オフィス関係に関するご相談にも応じます。

第10条（変更の届け出）

会員は、プログレッシブ・オフィス利用申込の際に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに運営会社に届け出を行うものとします。

第11条（会員期間）

会員期間は、プログレッシブ・オフィスの利用期間（定期建物賃貸借契約）に従います。

第12条（会員資格の喪失）

1 会員が、退会を申し出る場合は、退会前の1ヶ月前までに運営会社に書面で届出を行い、プログレッシブ・オフィス退出時に会員資格を喪失します。

2 会員は、プログレッシブ・オフィスを退去する際には、利用するプログレッシブ・オフィスの原状回復を行う必要があります。原状回復できない箇所があった場合は、別途

修繕費を請求させていただきます（自然減耗分は除く）。

3 運営会社は、会員が、以下のいずれかに該当する場合には、催告することなく会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) 利用の申込に虚偽の記載があった場合
- (2) 会員資格の権利譲渡等の禁止等、会員が本規約に違反した場合
- (3) 賃料等の支払いを遅滞し、又は拒否した場合
- (4) 会員に対する破産申立、民事再生手続き等があった場合
- (5) 利用規則に違反し、改善を求めても応じない場合
- (6) 他の会員の利用や運営会社の業務に著しく支障をきたす行為がある場合
- (7) 公序良俗に反する行為があり、改善を求めても応じない場合
- (8) その他運営会社が会員として不相当と判断した場合

4 前項により、当該会員は会員資格を喪失した時点（運営会社からの通知到達時）で、すでに発生している賃料及び共益費・管理費をすべて精算するものとします（日割り計算）。また、前項により運営会社が損害を被った場合、当該会員は損害賠償責任を負うものとします。

第13条（事業内容の変更等）

- 1 運営会社は、会員の承諾を得ることなく、本規約、プログレッシブ・オフィス利用規則、プログレッシブ・オフィスの賃料等を変更することがあります。
- 2 前項の変更を行う場合には、運営会社は変更の1ヶ月前までに会員に周知するものとします。
- 3 運営会社は、天災地変や火災事故等の不測の事態により、プログレッシブ・オフィスの運営を中止する場合があります。
- 4 運営会社は、営業上の理由により、プログレッシブ・オフィスの運営を中止する場合があります。この場合、中止の1ヶ月前までに会員に通知するものとします。

第14条（会員の賠償責任）

- 1 会員及びその関係人が故意過失等その責に帰すべき事由により、プログレッシブ・オフィス内の設備、機器、備品等を毀損したときは、当該会員はその修理、復旧等に要する費用を賠償するものとします。
- 2 会員及びその関係者が他の会員または第三者に損害を与えたときは、当該会員の責任と費用において損害者に賠償するものとします。

第15条（運営会社の免責）

天変地変や火災事故等の運営会社に責に帰さない事由により会員に生じた有形、無形の損害について、運営会社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第16条（個人情報の保護）

運営会社は、プログレッシブ・オフィスの運営管理を行う目的の範囲において、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等の個人を認識もしくは特定できる情報を収集し、それ以外の目的に一切使用せず適切に管理するものとします。

第17条

- 1 この会員規約に関する紛争についての管轄裁判所は、札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

※ コンフォートゾーンとは、気軽に新しい一歩が踏み出せる空間、生き生きと仕事ができる空間、同志と共に目標を達成する空間をいいます。

以上